

運営会議 (旧 まちの課題整理プロジェクトチーム) における  
課題整理状況  
(第36回 全体会 資料)

2021/6/11

分冊⑥

【分冊①～⑤に含まないカテゴリの課題】

※課題No. 下の ( ) 内は課題提出年度

No. (年度)	じれい もんだいでいいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○というかだい課題がある ○○が必要
41 (H26)	こうじのうちのうしょうがい かた にっしゅうかつどう もうびい な じぎょうじょ 高次脳機能障害の方の日中活動について、送迎の無い事業所 への通所に、移動支援を利用できるようにしてほしい。高次脳 うしょうがい のう そんじょうかしょ 機能障害は脳の損傷個所によって非常に特異的な症状が現れる ため、新しい道順を覚えることが極端に難しい場合がある。通 あよ くわん 所の訓練のため、個々の状態に合わせた期間の移動支援利用を みと 認めてもらいたい。(東区24)	いどうしえん たいしうしやおよびたいしょ 移動支援の対象者及び対象となる外出範囲を拡大してほ い。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<b>【課題整理済】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「移動」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性(案)を検討した結果、今後はその案をもとに別に検討会議を設けるか、あるいは大学等の機関にも協力してもらい、移動に関する課題について一括的に解決に向けた方向性を整理する予定。</li> </ul>	<p>・ 第28回札幌市立支援協議会全体会で、移動に関する課題についての重音などが承認され、移動に関する全市的検討会の設置を新「さっぽろ障がい者プラン」に盛り込むよう働きかけ。</p>	主：移動  副：支援技術・障害特性
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度、「障がいのある方の移動の支援に関するアンケート」を委託相談を対象に実施。</li> <li>運営会議内に移動に関するワーキングチームを設置することを決定。活動内容は主に課題整理と課題解決へ向けての方向性の提案とする。ワーキングチームからの提案内容については、運営会議で検討する。活動期限は、まちづくり推進会議への課題の提案と次期障がい者プランの見直し、運営会議にて、チー ムメンバー等決定まで。(平成30年6月運営会議にて、チームメンバー等決定)</li> </ul>	<p>・ 福祉のまちづくり推進会議で、自立支援協議会から出ていた課題について取り上げられないかという議論がされたが、具体化には至らず。(No.18と26にも関連の記載あり)</p> <p>・ 運営会議(H30.12)にて移動に関するプロジェクトチーム立ち上げに向けてのワーキングチームよりプロジェクト趣旨、構成員について提案。プロジェクト立ち上げを運営会議にて決定。第32回全体会でプロジェクトチームの承認を目指す。</p> <p>・ 第32回全体会(R1.5月)にて、移動に関するプロジェクトチームの設置承認。障がいごとの移動に関する聞き取り調査、課題整理等を行い、障がい者プランへの提案を目指す。</p>	
	<b>【令和元年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動に関するプロジェクトチームで、障がいのある方の移動に関する課題の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。</li> </ul>	
	<b>【令和2年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。</li> <li>第35回全体会(令和2年12月)にて移動に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討予定。</li> </ul>	

No. (年度)	じれい 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
5 (H24)	ようこがつこう 養護学校からの帰りに、児童デイに通わせたいが、家族が仕事などで送迎することができないため困っている。私の契約で送迎サービスを行っている児童デイの事業所は少なく、あつたとしても既に定員がいっぱいである。一方、福祉輸送サービスだと割高で利用できない。(東区5)	●障がい児の通学・通所に利用できる送迎サービスの充実を図る。 ●移動困難者への支援をより重点的な課題ととらえ、障がい分野以外(教育分野など)とも連携し、解決策を検討する。 ●児童デイサービス事業所のあり方について本質的な議論を行う。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理】41の見解と同じ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の問題、教育の問題という分け方ではなく、また普通教育と特別支援教育の問題と移動の確保の問題は別の問題。</li> <li>・教育の現場レベルの意見交換があってもよい。プロジェクトを作て現場レベルの担当者が非公式で話し合っても良いと思う。子ども部会でも同様の問題が出ていている。</li> <li>・No.11の部内のボランティアの問題も含め、考えよう。</li> <li>・石狩管内特別支援教育ネットワーク連絡協議会には、障がい別（視覚、聴覚、知的、肢体不自由（旧肢装ネット）、病弱）と地域別（東、西、南、北）に部門を分けて関係機関との連携構築などに取り組んでいる模様。</li> </ul> <p>⇒教育と福祉の連携に係る課題検討会を立ち上げて課題整理を行った（25年度実施、26年度から子ども部会にて引き続き検討。また移動に関する課題の一つとしても、41の見解のとり検討も進める）</p>	<p><b>【東区との意見交換結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の敷居が高いと感じている。実現したら連携が進むのではないかと期待している。</li> <li><b>【参考】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法（平成30年施行）により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。項目に「利用者の送迎の実施」があり。</li> </ul> </li> </ul>	<p>主：移動 副：教育</p>
	<p><b>【令和元年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営会議（H30.12）にて移動に関するプロジェクトチーム立ち上げに向けてのワーキングチームよりプロジェクト趣旨、構成員について提案。プロジェクト立ち上げを運営会議にて決定。第32回全体会でプロジェクトチームの承認を目指す。</li> <li>・第32回全体会（R1.5月）にて、移動に関するプロジェクトチームの設置承認。障がいごとの移動に関する聞き取り調査、課題整理等を行い、障がい者プランへの提案を目指す。</li> </ul> <p><b>【令和2年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。</li> </ul> <p>No.41の記載と同様。第35回全体会（令和2年12月）をもって移動に関するプロジェクトチーム終了。</p>	

No. (年度)	じれい もんだい ていいき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○というかだい課題がある ○○が必要
9 (H24)	いどうこんなんしゃ つうがく つうかん つうしょ ほしょう ・移動困難者の通学・通勤・通所が保証されていない。 ひがしく ちかてつえんせんがい いどう こうこう ふべん ひがしく ・東区は地下鉄沿線外の移動（交通）が不便である。（東区9）  ※個別ケースのため詳細は記載しません。	●障がい者の移動の自由を確保するため、移動支援事業の対象 ようけん みなお けんとう そうげいいつ じぎょうじょふ 要件の見直しを検討するとともに、送迎付きの事業所が増える しょく けんとう ような施策を検討する。 ●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。 ●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。
16 (H24)	じ つうがく かん いどうかいじょ ひつよう けーす たい 支援の必要性。（東区16）  ※個別ケースのため詳細は記載しません。	●市に、移動支援事業の拡大、その他の施策の実施、ガイドラインの柔軟な運用を求める。 ●移動困難者への支援をより重点的な課題ととらえ、障がい分 さいがい こそだて ぶんや れんげい かいつけづく けんとう 野以外（子育て分野など）とも連携し、解決策を検討する。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<p><b>【課題整理済】41の見解と同じ</b></p> <p>東区だけの課題ではなく、全市的な課題と認識されるため、以下の流れで、課題解決や情報共有を進める。</p> <p><b>【第1段階】</b></p> <p>各区地域部会が、各部会の開催時等できるだけ速やかに、各区で障がい者の通勤・通所に関する課題になってること及び各区またはある地域で工夫している事例を集め、まちの課題整理プロジェクトチームへ報告する。</p> <p><b>【第2段階】</b></p> <p>まちの課題整理プロジェクトチームが、上記課題及び工夫点を集約して、それぞれの課題について、解決策を考える部会ごとの役割分担を行い、課題及び解決策をまちの課題整理プロジェクトチームがまとめて、協議会全体で共有及び全体会（運営会議）に報告する</p> <p>想定される課題は、移動支援の要件、交通費助成、各事業所や地域での工夫、実際の対応など</p> <p>※通学の課題は「福祉と教育の私的勉強会」に委ねる</p>	<p>地下鉄沿線外等、本人のみならず、環境が原因となっていることも大きい。      通所の送迎加算は通所人数に応じて設定されているが、送迎1件あたりに平均しても150円。</p> <p>雪国という事情も勘案して特区があつてもよいのではないか。制度の話ではあるが、国に訴えていく要素もある。</p> <p><b>【令和元年度】</b></p> <p>「移動に関するプロジェクトチーム」で、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。</p> <p><b>【令和2年度】</b></p> <p>令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。</p> <p>No.41の記載と同様。第35回全体会（令和2年12月）をもって移動に関するプロジェクトチーム終了。</p>	主：移動 副：教育
<p><b>【課題整理済】41の見解と同じ</b></p>	<p><b>【令和元年度】</b></p> <p>「移動に関するプロジェクトチーム」で、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。</p> <p><b>【令和2年度】</b></p> <p>令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。</p> <p>No.41の記載と同様。第35回全体会（令和2年12月）をもって移動に関するプロジェクトチーム終了。</p>	主：移動 副：教育

No. (年度)	じれい もんだいでいいき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
19 (H25)	しおう じつ つうがく かん いどうしきる ひつよう たい 障がい児の通学に関して、移動支援が必要なケースに対する 支援の必要性。(相談1)  こべつけーす しきさい きさい ※個別ケースのため詳細は記載しません。	いどうしきる つうがくりょう かか りょうじゅうけん ばんでいてき ・移動支援の通学利用に関わる利用条件が限定的。 けいざいてき あたん すく つうがく つか いどうしきる しゃかいしげん ・経済的に負担の少ない通学に使える移動支援の社会資源がない。
34 (H25)	たいあく き一 びす けつていよいしきめうりょう ちがい ○対応区によってサービスの決定内容支給量に違いがあり、ど きじかん しきかう ふとうめいなぶぶん の基準により支給されているのか不透明な部分がある。  く き一 びす けつてい ちがい げんじょうをかいぜん ○区によってサービス決定の違いがある現状を改善してほ しい。  げんざい のふくしさ一 びす しきめうりょう た け一 す おお ○現在の福祉サービスの支給量では足りないケースが多いた しきめうりょう ぞうか さつぼろし けんどう め、支給量の増加について札幌市において検討してほしい。  くに しきめうりょうぞうか たい ていげん おこな ○また国への支給量増加に対して提言を行ってほしい。  くぶんにんていけつか ちが ていねく ○区分認定結果に違いがありすぎる。(手稲区5)	かくく ふくしさ一 びす しきめうりょう どういつ ●各区によって福祉サービスの支給決定内容を統一してほしい (特に居宅ヘルパーの時間数)  しきめうりょうのぞうか ●支給量の増加  しんせい しんさけつか で きから あ ●申請から審査結果が出るまでの期間が空いてしまうので、あ ていでりょうかいしげ めやす きかのほ けつてい だ る程度の利用開始日の目安や、遡っての決定が出されるとサー ビス利用も早くから進められる

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】41の見解と同じ	<p><b>【令和元年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「移動に関するプロジェクトチーム」で、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。</li> </ul> <p><b>【令和2年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。</li> </ul> <p>No.41の記載と同様、第35回全体会(令和2年12月)をもって移動に関するプロジェクトチーム終了。</p>	主：移動 副：教育
【課題整理済】 行政の仕組みとして解決への方向性(案)を検討中。まずは、行政の仕組みとして上がっている課題と同様の区役所での対応に差がある事例がなかったか地域部会等を通してアンケートを実施。更に行政を対象としたアンケートと、区役所を訪問してのインタビューも実施し、行政の困り感のを把握と、研修などの枠組みを検討していく予定。各区地域部会で、年に1回以上行政との情報交換や悩み交換の企画開催を、地域部会連絡会で提案した。	<p>すべての障がい福祉サービスの支給決定量の件ではないが、平成30年度より札幌市にて「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会」が設置され、重度訪問介護の個別的な支給決定について論点の一つとなっている。</p> <p>平成31年3月に「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。</p> <p><a href="https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/documents/arikatakentoukai_ikenkyo.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/documents/arikatakentoukai_ikenkyo.pdf</a></p> <p>令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することになった。</p>	主：行政の仕組

No. (年度)	じれい もんだい ていいき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇というかだい課題がある 〇〇が必要
74 (H27)	障がい者虐待対応について さっぽろしょく しゃぎやくたいとうじょう さっぽろしょく しゃぎやくたいとうだんまだぐち やかん きゅうじつ きんきゆうれんらくさき れん おう たいせい ひつよう しゃぎやくたいとうじょう まにゅある おう たいせい ひつよう しゃぎやくたいとうじょう まにゅある 札幌市障がい者虐待相談窓口の夜間・休日の緊急連絡先に連絡したが、返事があるまで2時間も待たされたのち、緊急一時保護となった。なお、警察にも被害届を出し、精神科の医師の診察も受けている。 障がい者虐待の緊急一時保護としてどうにか泊させてもらえたが、ショートステイなどで部屋が空いていなければ、行くところもないところであった。どの施設においてもベッドを提供しているだけで、精神的にフォローする人は誰もいなかつた。(東区) ※個別ケースのため詳細は記載しません。	〇いつ起るか分からない障がい者虐待に対し、スマーズに対応できる体制が必要であり、障がい者虐待対応のマニュアルが整備されているはずだが、今回の事例では機能していなかつた。 〇虐待を受けた人を、速やかに保護できるところを整備する必要がある。 〇虐待を受けた人にに対し、精神的にフォローできる人を配置する必要がある。 〇今回は、通所している事業所が中心となって、どうにか保護できたが、支援者がいない場合の対策を考え欲しい。 <b>【部会の意見】</b> 虐待を受けた障がい者の精神的フォローのため、精神科受診を最優先すべき。 障がい者が孤立しないため、虐待の温床にしないため、障がい者が外部とのつながりを保つことが大切で、虐待に限らず根本的な課題である。
79 (H28)	①障がい者虐待の事例 (40代、身体障がい／事業者からの経済的虐待疑い) 支援の実施者が市外。グループホームに居住。事業者からの経済的虐待の疑いがある事例。 区内に報告した後、特に情報がなくどのように取り扱われているかがわからない。 マニュアルの解釈のしかたに違いがあるように感じる。そのため、支援の方向性にもずれが出てくる。 ②児童虐待の事例 (母：30代、精神／長女：小4／長男：小3、療育B／次男：3歳／三男：0歳) 定期的に児相、区、保健センター、学校、保育園、福祉サービス事業者と個別支援会議を開催している事例。 要保護児童対策協議会と個別支援会議の間での情報の取り扱い方がわからない。 (個別支援会議の情報は必然的に要対協にあげられるが、要対協での内容は個別支援会議には下りてこない。) 【相談】	<b>【課題】</b> 行政機関と障がい福祉サービス事業者(相談支援事業所含む)間の情報の取り扱い方と守秘義務の考え方について。 <b>【考え方される解決策】</b> ・行政との障がい者虐待防止研修開催 ・個別支援担当主査と相談支援事業所で勉強会(虐待対応マニュアルの解釈、役割や実際の動き方について) 必要に応じてマニュアルの見直しも検討。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<p><b>【課題整理済】</b></p> <p>障がいへの対応を、D&amp;V防止法の仕組や、犯罪被害者への対応などにも広める必要もある</p> <p>弁護士や行政を含めて、法律と対応の可能性の整理をしたい</p> <p>障がい福祉課の担当者にも伝える</p> <p>そもそも、単身生活している障がいのある方がどこにどれくらいいいるのかが分からぬ</p> <p>～札幌市も平成28年に、住基や障害者手帳、介護保険、D&amp;Vなどのシステムが一つになる予定</p> <p>札幌市の障がい者虐待防止ネットワーク設置</p> <p>※他の「行政の仕組」課題とは別の対応をする</p>	<p>性暴力被害者支援センター北海道（さくらこ）を訪問し、意見交換。</p> <p>さくらこの方を講師とした、区役所の担当職員等を対象とした研修開催。</p> <p><b>【平成30年度の現状】</b></p> <p>虐待防止ネットワーク会議を継続的に開催中。</p> <p>区担当職員の研修の開催については未確認。</p> <p><b>【令和元年度の状況】</b></p> <p>令和元年9月9日に札幌市委託相談支援事業所と札幌市各区保健福祉課職員を対象とし、合同で虐待防止研修が開催された。</p> <p><b>【令和2年度の状況】</b></p> <p>札幌市要保護児童対策地域協議会より各区地域部会へ会議への出席を求める動きがあった。</p>	主：行政の仕組
<p><b>【課題整理済】 3・4の見解と同じ</b></p> <p>・課題意識を伝え、行政内部での課題検討を事業者側の制度理解も必要</p>	<p><b>【平成30年度 現状】</b></p> <p>虐待防止ネットワーク会議を継続的に開催中。</p> <p>区担当職員の研修開催については未確認。</p> <p><b>【令和元年度の状況】</b></p> <p>令和元年9月9日に札幌市委託相談支援事業所と札幌市各区保健福祉課職員を対象とし、合同で虐待防止研修が開催された。</p> <p><b>【参考】令和3年度報酬改定</b></p> <p>「障害者虐待防止の更なる推進」について以下①～③について盛り込まれた。 運営基準に以下の内容が盛り込まれた（令和4年度より義務化）</p> <p>①従業者への研修実施</p> <p>②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置すると共に、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する</p> <p>③虐待の防止等のための責任者の設置</p>	主：行政の仕組

No. (年度)	じれい もんだいでいいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○といふかだい 課題がある ○○が必要
100 (H29)	しかくしょう かた くやくしょ そうふ しょりい きーびすこうしん 視覚障がいの方に区役所から送付される書類(サービス更新 のお知らせ等)について、点字印刷されたものが送付されてお てんじ しゃうよく かた おお なず しゅう など) てんじいんさつ ちゅう うふ うふ うふ うふ うふ り点字を習得されている方の大好きな助けになっているが、視覚 障がいの方の中には、中途障がいの方も多く、点字習得されて いない方も多い。実際に中途視覚障がい者から「点字で書類を おく おお じっさい ちゅうとしかくしょ しゃ てんじ しょりい 送られてきてもわからない」との相談を立て続けに2件ほど受 けた。【相談】	【課題】 しかくしょう しゃ たい さっぽろし つうち ちゅうとしかく 視覚障がいに対する札幌市からの通知について。中途視覚 障がい者への対応。
33 (H25)	そうちんしへんじぎょうしょ かづ ふ かくじぎょうしょ そうちん 相談支援事業所の数を増やしてほしい。また各事業所の相談 いん かづ ぞういん そうちん おこなう かんきょう 員の数も増員して、もっと相談を行うことができるような環境 にしてほしい。そのため相談支援事業所への補助(委託運営 じゅうじょ じゅうじょ じゅうじょ ほじょ いたくさんいろいひ 費)などを充実してほしい。(手稿区4)	● 相談支援事業所の充実

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<p><b>【課題整理】</b></p> <p>○区役所の取扱い状況を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清田区では、点字送付希望者を名簿管理している。新たに希望する方がいれば登録をしていく。書類もすべてが点字になっているわけではなく、案内封筒に点字シールをはっているだけで、中身は普通の文書になっている。区役所では、すべて点字の文書を作るということまでは、時間的にも人員的にも困難な状況がある。提出期限が近づいたら電話をして隨時確認。知的障がいの方にも電話連絡をして対応。</li> <li>・ 点字希望の名簿を別に作ってはいない区でも、個人台帳に点字希望と等と記載をして管理している。書類を送る時には、同じ点字シールを封筒にはって送っている。一般的に点字希望をしていない方に、点字シールをはって送るということはしていない。</li> </ul>	<p>・ 平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。</p> <p>・ 第35回全体会（令和2年12月 総会議）</p> <p>全体会構成委員より、視覚障がいの方には封筒の表に区役所から届いているものと分かるように点字のテープ等を貼るなど工夫してもらいたいとの意見あり。</p> <p>⇒（札幌市回答）点字シール付き封筒希望者として事前に登録いただいたいる方に対しては、各区保健福祉課から郵送する際に、封筒に部署名等を記載した点字シールを貼付しております。</p>	① 主：行政の仕組み  ② 副：情報保障
<p><b>【課題整理】</b></p> <p>※区役所の部署ごとに個別的な対応はできているが、引き継ぎがされていないという場合もまれに見られるため、担当者が変わつてもわかるように引き継ぎをし、担当者も確認するようにすることが必要。</p>	<p><b>【相談支援部会の結果】</b></p> <p>相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。また、委託相談支援事業改革推進プロジェクトとして検討した。</p> <p>平成27年度から委託の相談支援事業所に増員等を開始。 ⇒常勤専任職員加算、有資格者加算の開始</p>	③ 主：相談支援事業

No. (年度)	じれい もんだいでいいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇というかだい 課題がある 〇〇が必要
47 (H26)	ようこしゃ ねぐれくと そつごしきん がっこう くやくしょ つうほう 養護者からの NEGLIGENCEで卒後支援の学校が区役所に通報し た。学校や作業所、相談支援事業所などがもともと関わってい たが、関係機関の参加がないまま対応の検討がなされた。(相 談16)	しょうがいしゃざくたいほうしき しこうぞ さっぽろし じょうがいしゃざくたいおう主にゅあ 障害者虐待防止法の施行後、札幌市の障がい者虐待対応マ ル そ だいおう けーす ふう一す ニュアルに沿って対応したケースがありました。フロー図では 相談や通報、届出を区保健福祉部が受付た後、初動体制検討や ちようき つけーす かいつ ひめか 調査などを経て「個別ケース会議」が開かれることになってい ますが、このケース関わりのあった相談支援事業所をはじめ関 けいきかん さんか けんとう えんじょほうしん かん 係機関は参加しないで検討され援助方針が決まってしまいま した。 かんけいきかん さんか はあい 関係機関が参加できるのはどのような場合で、誰が判断するの かを知りたいです。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b></p> <p>【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。 その後プランに反映。 平成28年3月に、障がい者虐待防止ネットワークが設置。</p> <p>【相談支援部会からの回答】 ・障がい福祉課で検討</p> <p><b>【参考】</b> ・平成30年6月に「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における虐待の防止と対応手引き」一部改訂について厚生労働省より通知 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12200000-Shakaiengokokyushougaihokenfukushibu/0000211205.pdf">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12200000-Shakaiengokokyushougaihokenfukushibu/0000211205.pdf</a></p> <p>・札幌市の障がい者虐待対応マニュアルについては、平成26年度改訂が最後となっている。</p> <p>・令和元年9月9日に札幌市委託相談支援事業所と札幌市各区保健福祉課職員を対象とし、合同で虐待防止研修が開催された。</p> <p>【令和2年度の状況】 ・No.74の記載と同様。</p>	<p>主 : 相談支援事業</p>	

No. (年度)	じれい もんだい いき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇というかだい 課題がある 〇〇が必要
101 (H29)	他市町村では「計画案に沿った時間数」が認められていたが、札幌市では「支給審査基準」に基づいた支給量の時間数しか認められなかった。 具体的には、他町から転入してきた支援区分4の方でサービス等利用計画案に関わらず、「身体介護80時間→35時間」、「家事援助10時間→35時間」と変更になり、從来入っていたサービスが時間数の縛りを受け、入浴の回数を減らす、浴槽に浸かる時間を短くするなどのサービスの見直しをかけることになった。【東区】	サービス等利用計画案が十分に反映される仕組みにならない。利用者の事情に応じ、サービス等利用計画案を考慮した個別性、柔軟性のある支給決定が認められるようにしてほしい。 また、適切なサービス等利用計画案が作成できるようにするために、相談支援事業所による計画相談を拡充する必要がある。 <b>【東区地域部会の意見】</b> 利用者の個別ニーズに対応するためには、相談支援事業所、行政双方の専門性が求められる。 サービス等利用計画案に係る検証については、障害支援区分等認定審査会の活用等も検討する必要がある。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支給審査基準はどこかの市町村にもあるが、札幌市の場合はその基準を超える場合の決定協議する場がないので、そのような協議をする場が必要。</li> <li>相談支援部会としても、計画相談の推進について考えることになっているので、相談部会でも検討していく。</li> <li>少なく必要だと言っても、基準通りの時間で決定される実態がある。</li> </ul> <p>※相談支援部会で検討</p>	<p>すべての障がい福祉サービスの支給決定量の件ではないが、平成30年度より札幌市にて重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会が設置され、重度訪問介護の個別的な支給決定についても論点ひとつとなっている。</p> <p>平成31年3月に「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方にに関する意見書」が札幌市へ提出された。詳しい内容は以下参照。</p> <p><a href="https://www.city.sapporo.jp/shogafukushi/documents/arikatakentoukai_ikenkyo.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogafukushi/documents/arikatakentoukai_ikenkyo.pdf</a></p> <p>令和2年6月より、じゅうどほうもんかいごする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することになった。</p>	主: 相談支援

No. (年度)	じれい もんだいでいいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○といふかだい 課題がある ○○が必要
1 (H24)	ヘルパーの知識や技量について。 ・発達障がいの知識 ・技量のラインが年々低くなっている ・そもそも養成する研修の場が少ない。 ・現場での人材不足が深刻。（東区1）	●市と協議会が連携し効果的な研修体制を確立する。 ●良質な人材の確保につながる施策を検討する。 ●障がい児の療育関係者へのスキルアップ研修を行う。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理】</b> 札幌市と協議会が共同でヘルパーの育成に関しての研修を行う。 そのため、札幌市でヘルパーの研修会を行うには、まずは現段階でヘルパーの研修がどのようにになっているのかを知る必要があるので、まずはヘルパーにアンケートを取り、（1）実際に研修が必要だと思うか、（2）研修が必要であるとすればどのような研修が良いか、（3）研修に参加するとすると時間帯は、（4）どのような環境であれば研修に参加しやすいのかを分析し、アンケート集約結果を参考にして研修を行う。研修を行った後もアンケートを取り、どこかにまとめ役にならってそのまとめ役（事業所等）が研修を定期的に開催する、情報交換会を行う等の機会を作っていく。それができた時点で協議会の担当者はバトンタッチして協議会としての役割を終える。</p> <p>⇒「ヘルパー技術向上のための研修会の可能性について」として、課題整理を行った（25年度実施、26年度から東区地域部会にて引き続き検討を依頼） ⇒東区内の取り組みは東区地域部会で引き続き実施予定。市の取り組みについては関係団体等に依頼中。</p>	<p>【東区との意見交換結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修の継続が必要</li> <li>ヘルパー自身が自分の力量に問題があると思っているか？当事者の声も必要</li> <li>東区の研修開催も重心の方へのアンケート結果から開催している。参加者の8～9割は高齢が対象。</li> <li>ガイドヘルパー研修を実施しているのは札幌市ぐらいではないか。しかし開催が少ない。現実的な開催となっているか？</li> <li>⇒現認者講習として位置付けて、実施すべき。</li> <li>移動支援の研修として、底上げの意味も込めて開催。現場に入っている人を対象に開催する。</li> <li>良いヘルパーにスポットが当たりにくい。ヘルパー本人が魅力を伝える場があってもよい。ヘルパーのアベンシャーズを。</li> </ul> <p>第28回札幌市立支援協議会全体会にて、市域のプロジェクトチーム（ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチーム）設置承認</p> <p>⇒第35回全体会（令和2年12月）にてヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討予定。</p>	<p>主：支援技術。障害特性</p>

No. (年度)	じれい もんだいでいいき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という かだい 課題がある ○○が必要
67 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>こうどうえんご あ かた 行動援護の在り方について きけんにんちりょく ひく とづせん とびだ たがい 危険認知力が低く、突然の飛出しや他害がある方が行動援護の対象者だと認識しているが、児童に対応できる事業所が少ない感じる。また、事業所によってスキルに差があると感じ る。</li> <li>しょうがいじ ちいきせいいかつ 障害児の地域生活について ちいき きよじゅう とくべつしきんがっこう すこ はな 地域に居住していても特別支援学級だと少し離れた小学校に かよ 通わなければならぬ場合がある。自宅の近くの公園で、小学 こう はな おきななしむ あそ おさななじみ あそ しょうがい 校は離れてしまったが幼馴染と遊び、障害があっても地域のこ に て い たの せいかつ ちいきせいいかつ しえん なに ミュニティで楽しく生活する。地域生活の支援を何よりも重視 していきたいけれど、トラブルに発展してしまうことも多々あ る。(東区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こうどうえんご ていきょう じぎょうしお いしきかいかく 行動援護を提供する事業所の意識改革</li> <li>こうどうえんご へる ぱー まじゆつ こうじょう 行動援護ヘルパーの技術の向上</li> <li>ちいき しょうがいじ しや りかい 地域の障害児(者)への理解・啓発を促す運動</li> <li>ほんにん ちやうしん す ちいき ねつ と かーべつく こべつしえん ちいきば えん 支援へ)</li> </ul>
108 (R1)	きほーと ふあいる サポートファイルさっぽろについて、保護者の物として、扱 さくせい うと作成されないことがある。【南区】	ほーしゃ さくせい ばあい じようほう と ぎ 保護者が作成しない場合、情報が途切れてしまう。作成についてサポートする期間が必要ではないか?

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<b>【課題整理済】1と同じ見解</b>  東区地域部会に情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>第28回札幌市立支援協議会全体会にて、ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームを承認。課題検討中。</li> <li>ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームでは、平成30年度にヘルパーを対象にした座談会を開催。日々のヘルパーの想いや団りごとの共有等ができる仕組みを地域で作っていかないか現在検討中。また、課題としては、技術向上もありつつも人材不足・事業所不足の課題がさらに深刻化してきている。（令和元年7月1日ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチーム会議）</li> <li>第35回全体会（令和2年12月）にてヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討予定。</li> </ul>	主（前半）：支援技術・障害特性 主（後半）：個別的
<b>【課題整理済】</b>  (2019年7月16日運営会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務教育のおさん（特別支援学校や学級）については、個別の教育支援計画（様式はサポートファイルさっぽろ）の作成が義務化になった。学齢期になれば、サポートファイルさっぽろの様式が、学校で個別の教育支援計画作成ツールとして活用される。学齢期以前は保護者については、作成有無によって違いが出てくる。会議自体が発達障がいに特化した会議となっているため、障がいの有無に関わらずすべてのおさんが作成するとなると、担当部署間での様々な調整が出てくることが予想される。行政からは、障がいの有無に関わらず活用できるとして市内の全小中学校へは周知案内をしている。</li> <li>もともと子ども分野で話題が出ていたものだったので、課題検討については子ども部会で引き続き検討させてもらいたい。今年度中には何らかの結論を出せるようにする。</li> </ul>	主：教育

No. (年度)	じれい もんだいでいいき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○というかだい課題がある ○○が必要
6 (H24)	せいしんしきう かた にゅうきょうとう かん しきく ふどうさんや 精神障がいのある方の入居等に関する支援において、不動産 しょく おーふん かのう ちんたいじめうなく けいやく 屋で障がいをオーフンにすると部屋（賃貸住宅）の契約がしづ ほしおがいしゃ しんさ とお とお らくなる。保証会社の審査が通らない（通りにくい）。（東区 6）	せいしんしきう かた ただ じょうほうていきょう おこな ●精神障がいに関する正しい情報提供を行う。
37 (H25)	じょうほう ほしょう ○情報の保護 ちいき ぶつけん ふどうさんのがいしゃ かん じょうほう しや かぞ 地域の物件や不動産会社に関する情報に、障がい者やその家 く かんたん あくせす しく ひつよう 族が簡単にアクセスできる仕組みが必要ある。たとえば、物 けん かん じょうたかいしゃう かのう しらうへんかんきょう もよりえき 件に関しては、住宅改修が可能かどうか、周辺環境や最寄駅の はりあ ふりー じょうほう かのう ふどうさんのがいしゃ バリアフリーの状況、また、協力的な不動産会社がどこにある か、その不動産会社へは車いすで入店できるのか、その会社の だれ そだん がっけんきがし きい くま じょうしゃ 誰に相談すればいいのか、物件探しの際に車いすのまま乗車で じょく ふどうさんのがいしゃ ふどうさんのがいしゃ とう ほほり きる車両を持っている不動産会社はどこか等の情報に、障がい しゃ かぞく かんたん あくせす しく ひつよう 者や家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。 とく かんたん も しや しや 特に、IT環境を持たない障がい者や、ITそのものを利用でき ない障がい者も多くおり、「ひと ひと かわ じょうほてい きょう しよく じゅうよう ひがしく 供の仕組みが重要である。（東区20）	じょう しゃ ひつよう じょうほう かんたん あくせす しく 障がい者が必要とする情報に簡単にアクセスできる仕組みを けんきうする。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b> 障がい者の住まいの課題のため、3と一緒に検討する。 ①東区地域部会でビッグの方を招いて「障がい者の住まい」についての研修会を行う予定であるので、他の地区とも合同で出来ないか検討する。 ②精神障がい者のみではなく、障がいのある方の入居に関しては、福祉側からの働きかけも必要だと考えられるので、不動産・借家が安心できるようなパンフレットを作成する ③方法として、運営委員が各地区1~2名ほど住宅問題に関して興味のある人に集まってもらうよう呼びかけをして、そこでチームを作り(1)研修、(2)広報等の活動を行ってもらう ④まずは運営会議に相談する ⇒「市営住宅の単身入居を含む住まいの問題」として課題整理を行った(25年度実施、26年度から中央区地域部会にて引き続き検討を依頼)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央区地域部会で、宅建協会作成の『一人暮らしガイドブック』の分かりやすい版が完成。</li> <li>・平成30年度、ガイドブックを札幌市のホームページに掲載。市民便利帳にもガイドブックの案内を掲載。</li> <li>・令和元年度、一人暮らしガイドブック周知のためのちらし作成。</li> </ul> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号)第51条に基づき、令和2年1月に札幌市居住支援協議会が設置された。また、居住支援相談窓口「みな住まいの札幌」が開設。 <a href="http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusienkyougikai.html">http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusienkyougikai.html</a></li> </ul>	<p>主：住まい</p>
<p><b>【課題整理済】6の見解と同じ</b></p>	<p>・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。</p> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号)第51条に基づき、令和2年1月に札幌市居住支援協議会が設置された。また、居住支援相談窓口「みな住まいの札幌」が開設。 <a href="http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusienkyougikai.html">http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusienkyougikai.html</a></li> </ul>	<p>主：住まい</p> <p>副：個別的・情報保障</p>

No. (年度)	じれい もんだいでいいき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○といふかだい課題がある ○○が必要
38 (H25)	○不動産会社との連携 地域生活支援に関わる事業者と不動産会社との連携が必要である。物件見学会や、交流会・意見交換会、研修会等を通して、日常的に連携体制を作っていく作業が必要である。地域生活支援の事業者たちと不動産会社がもっと有機的に連携できれば、障がい者の「住まい探し」や「自立生活」の可能性は大きく広がるはずである。(東区21)	しょう しゃ しまん じぎょうしゃ ふどうさん がいしゃ たんけい しく 障がい者を支援する事業所と不動産会社とが連携する仕組み を検討する
39 (H25)	○大家・管理会社の不安 大家、管理会社の不安の問題をどうするのか。障がい者と日常生活に接する機会が少ないため、障がい者がどんな生活をしているのかわからないという不安が生じやすい。大家が障がい者の暮らしについてイメージできることが、大家自身の不安を取り除くことにもつながる。たとえば、「暮らしの履歴書」を提示するという方法も、大家に障がい者の暮らしを具体的にイメージしてもらうためには有効な方法である。大家が「障がい者の暮らし」を具体的にイメージできるような手立てを工夫してゆく必要がある。(東区22)	おおや かんりがいしゃ しょう しゃ たい いだ ふあん かいじょ しく 大家・管理会社が障がい者に対して抱く不安を解消する仕組みを検討する。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
誰が なに 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】6の見解と同じ	<p>・平成30年度 中央区・豊平区・厚別区で大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会を実施。</p> <p>・令和元年度 北区・西区で大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会を実施。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）第51条に基づき、令和2年1月に札幌市居住支援協議会が設置された。また、居住支援相談窓口「みな住まいの札幌」が開設。  <a href="http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusienkyougikai.html">http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusienkyougikai.html</a></p>	主：住まい 副：個別的
【課題整理済】6の見解と同じ	<p>・平成30年度 中央区・豊平区・厚別区で大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会を実施。</p> <p>・令和元年度 北区・西区で大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換を実施。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）第51条に基づき、令和2年1月に札幌市居住支援協議会が設置された。また、居住支援相談窓口「みな住まいの札幌」が開設。  <a href="http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusienkyougikai.html">http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusienkyougikai.html</a></p>	主：住まい 副：個別的

No. (年度)	じれい もんだいでいいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○というかだい 課題がある ○○が必要
7 (H24)	ちようふくいりう したいふじゆう ちてきしょう かた つうしょさき 重複障がい（肢体不自由・知的障がい）をもつ方の通所先や にゅうきょさき ひがしく 入居先がなかなか見つからない。（東区7）	●障がい者施設・事業所のバリアフリー化を推進する。 ●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。 ●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b>          第6回まちの課題整理プロジェクトチームにて、重度の方を受け入れている事業所の調査や生活介護事業所等への聞き取り調査の必要性、重心を守る会による広報活動等を協議会を通じて広める等の話題が出た結果、第7回にて、札幌地区重症心身障害児（者）を守る会の太田副会長に話を聞く。まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解は別添のとおり。</p>	<p><b>【東区との意見交換結果】</b>          重心の方も（地域生活を？）求めている。社会人としてどう成長していくのか？ということを考えている。          障がいの重い人の大人モデルにシンポジストとなつてもらい、話をもらうことも有効ではないか。地域にたくさんおり、資源として活用して、協議会としても伝えていく。</p>	<p>主：身体と精神の複合的な障害</p>
<p>→重複障がいに関する課題の整理に係る有期プロジェクトを立ち上げて、現在上がっている課題から優先的に整理していく  <b>⇒重複障がいに関するプロジェクトチームを設置</b></p> <p>※児童に関しては、平成30年度より、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするために、関係者による地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的に、「札幌市医療的ケア児支援検討会」を設置。一部の課題については、この会議でも検討が行われる。事務局は自立支援協議会 子ども部会となっており、相談支援部会、子ども部会、重複障がいに関するプロジェクトチームから委員として参加している。</p>	<p><b>【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】</b>          2019年9月に一旦終了。課題の継続的な検討について、その後ワーキングチームを設置し、整理・検討。活動内容を精査・重点化し、改めて重複障がいの者の課題に関するプロジェクトチームの設置についての提案を運営会議（R2年4月・書面会議）、第34回全体会（R2年5月・書面会議）にて行なつた。</p>	
	<p><b>【第34回全体会結果（R2.5.15）】</b>          重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足について、3名の委員から不承認との回答があり、重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足は委員の総意ではないことから、このプロジェクトチームの発足は一旦保留。今後、運営会議及び重症心身障がい者の課題に関するワーキングチームにて、再度、必要な検討を行うことをとする。</p>	
	<p><b>【令和2年6月協議会運営会議（書面会議）】</b>          運営会議の回答を受け、令和2年12月10日付けで重複障がいに関するワーキングチームより第35回全体会（令和2年12月）へ報告書提出。</p>	
	<p><b>【令和3年3月24日協議会運営会議（リモート会議）】</b>          重複障がいに関するワーキングチームからの報告書を元に、今後について検討する。          重複障がい者だけではなく、全体的に困り感のある重度障がい者の課題について検討する場の設置に向ける議論を行なっていくことを検討、第36回全体会へ提案することとなる。</p>	

No. (年度)	じれい もんだい いき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇というかだい 課題がある 〇〇が必要
87 (H28)	36歳女性、ALSで気道、人工呼吸器装着、胃ろう造設。 夫と3歳の息子の3人家族。実家は道外で家族の支援は受けられない。 8か月前に初診だが、進行が非常に早くて既に寝たきりで動けない状況。顔の筋肉が若干動くことから、しゃべると空気が漏れる音で多少話をしている内容が聞き取れる状態。 本人としては、まだ会話ができる内に自宅に戻って息子さん、ご主人と関わりながら在宅生活を送りたい希望だが、医療的ケアが非常に多い状況で、喀痰事業者一覧事業所から手当たり次第事業所に連絡しても、新規サービス提供できる事業所がほとんどない現状。サービス提供が整わないと自宅に戻ることは難しいことから現在も入院継続しながらサービス調整を試みている状況。【相談】	かだい 【課題】 えいえるえすかんじや へるばーてはい ALS患者のヘルパー手配について  かんがく かいはつきく 【考えられる解決策】 いりょうてきあ ひつよう ひと じゅうどうまうもんかいご つうじょう じゅうどうまうもんかいご 護よりも事業所が見つからない。 特定医療行為の研修費用も高く、タイミング的にもいつでも研修を受けられる状況ではない。また、研修を実施できる指定事業所に連絡しても、研修開催時期も発表しているため、札幌市内でいつ、どこで開催されるのかの一覧がない。 特定医療行為の研修費用の助成制度や研修の計画的な実施（毎月どこで研修が受けられるような仕組み、もしくは、希望者が5名集まったら研修受講ができるなど）。 PA制度による医療的ケアの整理。  ※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p> <p>【課題整理済】 次に同様のケースがあった場合に、体制をどう作るか。 ヘルパーの技術向上ではあるが、医療的ケアの研修を受ける必要がある。 研修事業者の指定は道。 自事業所のためだけの研修実施はできないことになっているが、自事業所の受講者がいないと中止になることもある。 重複障がいプロジェクトの取組とも重なる。 医療的なこともあるので、訪問看護などとも関わっていった方が良い。</p> <p>ALSの方にサービス提供する事業所は一部。 ヘルパーPTでも研修のひとコマにALSについて入れることはできるかもしれない。 重度訪問介護は単価が安いというイメージなので、医療ケアが重くても事業所が無い。 ALSは難病なので毎日訪問看護入ること可能。</p> <p>ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームで検討</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】 平成30年度より札幌市にて「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会」が設置。検討会では、重度障がい者を支える人材育成についても論点のひとつとなっている。</p> <p>平成31年3月に「重複障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。</p> <p><a href="https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/documents/arikatakentoukai_ikensyo.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/documents/arikatakentoukai_ikensyo.pdf</a></p> <p>・令和2年より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することになった。</p> <p>・平成30年度、重複障がいに関するプロジェクトチームでも、市内の居宅介護事業所や訪問看護事業所に対してアンケート調査を実施。</p> <p>【令和3年3月24日協議会運営会議（リモート会議）】 No. 7 の記載と同様。</p>	<p>主 : 医療 副 : 支援技法・障害特性</p>	

No. (年度)	じれい もんだいでいいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
88 (H28)	<p>45歳女性ALS(気管切開、胃瘻、人口呼吸器あり) 夫(潰瘍性大腸炎を患いながら福祉施設に勤務)、娘2人(中学生と小学生)と同居</p> <p>【在宅生活、利用していたサービスなど】 重度訪問介護720時間(ヘルパー事業A、Bの2ヶ所)※720時間の大部 分をAが担っていた。</p> <p>訪問介護 訪問ハビリ 訪問診療</p> <p>事業所Aのヘルパー退職が相次いでことで、720時間の調整が困難となり、6月上旬から市内の病院へレスパイド入院。Aを通じて6月中旬にヘルパー調整の相談依頼を受ける。入院後Aの紹介で、事業所Cが加わり入院中P.Aとして病院へ派遣開始。本人、家族の希望は『720時間のヘルパー調整を行い在宅復帰』。病院入院当初は『720時間の調整がつくまで』という条件で受け入れていた。道HPから『喀痰吸引等に関する登録特定行為事業者一覧(重度訪問介護)』すべての事業所にあたったが、対応頂けるという返答を貰った事業所2ヶ所のみ。9月8日時点での未調整の時間が約350時間。720時間の調整が困難となる。病院も調整がつく目途ないのであれば施設へ退院を推すようになる。生活介護、短期入所等の併用も含め、在宅復帰検討となるが、受入可能な通所、短期入所もほぼ皆無な状況。社会資源不足が原因で在宅復帰が非常に困難となっているケース【相談】</p>	<p>【課題】 重度訪問介護720時間の支給決定を受けている方の退院に向けたサービス調整</p> <p>【考え方される解決策】 解決策が見当たりませんが考えられるとしたら、  <ul style="list-style-type: none"> <li>社会資源(医療ケアがあっても受入れてくれる事業所)の拡充促進 通所も、ショートも、ヘルパーも・・・</li> <li>喀痰吸引等の研修頻度の増回(現在年2回くらい?)</li> <li>医療的ケア対応事業所の加算の充実</li> </ul> <p>*ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題</p> </p>

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】87の見解と同じ PAのサクションは、同意書で可能。胃ろうはできない。</p>	<p>【参考】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年3月 上記検討会にて「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」が実施され、報告書が作成されている。  <a href="http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/sagyocho/documents/houkokusho_190319.pdf">http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/sagyocho/documents/houkokusho_190319.pdf</a></li> </ul> </p>	<p>主 : 医療 副 : 支援技術 性 : 障害特性</p>
	<p>⇒令和2年より、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の審査基準と併せて、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームでも課題として検討。</li> </ul> <p>【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年9月に一旦終了。課題の継続した検討について、その後ワーキングチームを設置し、整理・検討・活動内容を精査・重点化し、改めて重複障がいの者の課題に関わるプロジェクトチームの設置についての提案を運営会議(令和2年4月・書面会議)、第3回全体会(令和2年5月・書面会議)にて行った。</li> </ul> <p>【令和2年度 第3回全体会結果(令和2年5月15日)】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.7の記載と同様。</li> </ul> <p>【令和2年6月協議会運営会議(書面会議)】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.7の記載と同様。</li> </ul> <p>【令和3年3月24日協議会運営会議(リモート会議)】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.7の記載と同様。</li> </ul> </p> </p></p></p>	

No. (年度)	じれい もんだい いき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇というかだい 課題がある 〇〇が必要
102 (H30)	ひとり ちてきしょうがい かた くやくしょ さまでま 一人暮らしをしている知的障害のある方が区役所から様々な つうちしょ おく きき かんじとう る び こう なに 通知書が送られて来ても、漢字等にルビが付いていない何につ か ひが いて書かれているのか分からなくて、とても困っている。【東 区】	る び つ よ も ちてきしょうがい かた くやくしょ さまでま ルビが付くと読める知的障害のある方もいるが、ルビがある かえ かよ かた よ つうち はつたしょ しがくしょ がい かた と反って読みづらくなる発達障害や視覚障害のある方もいるの おお かた よ つうち ほうほう けんとう ひつよう で、多くの方が読める通知の方法を検討する必要がある。 行政からの知的障害のある方への通知書等（特に福祉に関するもの）には全てルビを付けるようにする。 た い と る ダイトルだけでも、ひらがなで表示したり、問い合わせ電話 でんわばん こう の だ う たいせつ し がしやすいよう電話番号を自立つようにしたり、大切なお知らせだとわかる色つき封筒で送付したり、工夫する。 ぜんこくて いくせいかいれんごうかい ほんにんかつどうしえんいいんかい さくせい 全国手をつなぐ育成会連合会 本人活動支援委員会が作成し じよほうていきょうのがいどらいん た「わかりやすい情報提供のガイドライン」 おおさかで いくせいかい じよほうていきょうから がいどらいん 大阪手をつなぐ育成会「わかりやすい情報提供に関するガイド ライン」を活用し通知の方法を検討する。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて各区で個別的に対応してくれていることは確認した。</li> <li>一概にルビがあればということではなく、本人にわかりやすい表現というのは大切になってくる。</li> <li>例えば、「この書類は重要なのでわからなければ誰かに相談してください」と表記する等の工夫は出来ないかについては、今後の検討になるが、行政の意識としても「わかりやすさ」を意識するような状況になってきている。</li> <li>「わかりやすい情報提供ガイドライン」を市役所(障がい福祉課)内で回覧し意識を高める。各区保健福祉課福祉支援係には、東区地域部会からの地域課題フィードバックのため、運営会議事録・課題整理シート、情報提供ガイドラインはその参考資料として送付する。</li> <li>視覚障がいの方への通知については、各区で個別に対応しているという回答。第三者に伝えていくシステムについてという意見が出ていた(課題No.101)</li> <li>課題カテゴリとして、新たに「情報保障」というものを作成。この課題はそちらに分類することにする。</li> </ul>	<p>・第35回全体会(令和2年12月)      ⇒(札幌市回答)一律にあらゆる通知にルビをつけたり、言葉を簡単にしたりすることは難しいですが、個別にお問合せいただきましたら、障がいの特性等に応じ、必要な合理的配慮の提供を行います。知的障がいのある方をはじめ市民の皆様にわかりやすい内容の文書を作っていくよう、努めていきたいと考      えています。</p>	<p>主 : 情報保障 障</p>

No. (年度)	じれい もんだいでいいき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	<p>だれ なに こま 誰が何を困っているのか？</p> <p>○○が○○</p> <p>○○という事例</p>	<p>○○という課題がある</p> <p>○○が必要</p>
30 (H25)	<p>わでまきょう しや じょうほう せつめい ○知的障がい者には、情報の説明がわからない。避難場所が家 から遠くなっているようであるが（近くにも避難場所があるの に）その理由もわからない。</p> <p>きゅううじよじいわい ○救助体制はどのような仕組みなのか知りたい。</p> <p>しょう かた じょうほうていきょうしかた ○障がいのある方への情報提供の仕方などを再度見直して欲し い（ルビ振り）その他、一般市民に向けた周知も含む。</p> <p>げんさい ○現在、これらの事に関してまちづくりサポートーと協議して いるとの事だが、進捗状況と今後の方向性も含めて回答を頂 き、各関係者（手稲区地域部会）にも伝えていきたい。（手稲 区）</p>	<p>●震災時の避難（ハザードマップ含む）などについての情報が 少くない</p> <p>●障がい者（子供、高齢者）が本当に避難できる場所なのか？ 見直してほしい</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<b>【課題整理済】</b> 情報不足、避難所の整備等は引き続き情報収集する まちづくりサポーターにより平成25年度の活動報告及び進捗状況について現在取りまとめ中。 平成26年9月11日の大雨の状況について、危機管理対策室が平成27年3月に報告書を作成。	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所は非公開。開設されるかどうかが、その時の状況によるため。</li> <li>一般の避難所から福祉避難所に誘導する仕組。</li> <li>平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。</li> </ul>	主：災害 副：情報保障
<a href="http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/chibou_minaoshi_jishinhen/bousaikaigi26/index.html">http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/chibou_minaoshi_jishinhen/bousaikaigi26/index.html</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年9月に発生した「北海道胆振東部地震」後には、各地域部会で災害に関する検討が行われた。自立支援協議会全体とともに災害に対する取組みと今後の課題に向けての検討を行うことを運営会議で決定。第32回全体会で、災害発生時の状況と対応、今後の課題について共有することとした。</li> <li>令和元年5月第32回全体会にて「防災に関するまとめ」を共有</li> </ul> <p><a href="http://www.city.sapporo.jp/shogafukushi/kyougikai/documents/99_nenkankatudouhoukokusyo_bousai.pdf">http://www.city.sapporo.jp/shogafukushi/kyougikai/documents/99_nenkankatudouhoukokusyo_bousai.pdf</a></p> <p><b>【参考 1】</b>            「札幌市災害時の要配慮者二次避難所（福祉避難所）設置要綱」            「要配慮者二次避難所（福祉避難所）設置・運営ガイドライン（概要版）」            （令和元年9月作成）  <a href="https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosani_jihinanjyo/documents/gaiyou-gaidorainn.pdf">https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosani_jihinanjyo/documents/gaiyou-gaidorainn.pdf</a></p> <p><b>【参考 2】令和3年度報酬改定</b>            「感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化すると示される。            1. 感染症対策の強化（全サービス）            2. 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）            3. 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）</p>	

No. (年度)	じれい もんだい ていいき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○というかだい 課題がある ○○が必要
103 (H30)	ざいたく じかんきんそりょうほう おこな しょう じ しんきい とむる 在宅で、24時間酸素療法を行っている障がい児が、震災に伴 ていでん でんげん かくほ くり に つ く とうだん う停電で電源が確保できず、かかりつけのクリニックに相談し おお ひょういん にゅういんではい しうかい たが、大きな病院への入院手配や紹介はしてもらえず、家族が ちよくせつでんわ ひ こま ひがしく 直接電話するよう言われ困った。【東区】	じかんでんげん ひつよう い け あ ざいたく おこな しょう じしゃ 24時間電源が必要な医ケアを在宅で行っている障がい児者 が、災害による停電時に、電源確保などの入院が必要になった さいがい ていでんじ でんげんかくほ にゅういん ひつよう が、、 ばあい 場合のしきみのあり方を検討する必要がある。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営会議にて、自立支援協議会全体で北海道震東部地震発生時の状況まとめと今後についての検討を継続していくことを決定。</li> <li>各地域の地震の対応についてまとめていく段階で、同様の課題を抱えていると確認されるのではないかと推察できるため、全部出そろった段階で、東区の課題をどのように扱っていくか整理していく。</li> <li>イメージを共有して、協議会全体としてどのようにまとめていくか、どのように公表するか検討を進める。</li> </ul>	<p>・第32回全体会で地域部会、専門部会から報告する。 →令和元年5月第32回全体会にて「防災に関するまとめ」を共有 <a href="http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/kyougikai/documents/99_nenkankatudouhoukousyo_bousai.pdf">http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/kyougikai/documents/99_nenkankatudouhoukousyo_bousai.pdf</a></p> <p>・地域部会連絡会では、「防災のまとめ」の周知を行っていくことと地域部会で防災に関する活動を継続的に行い、情報共有していくことを決定（令和元年8月21日地域部会連絡会）</p>	<p>主：災害</p>
	<p><b>【参考 1】</b> 札幌市では、令和元年10月から、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮器などの電気式の医療機器を使用する呼吸機能障害のある方や難病患者の方などに対し、非常用電源装置等の購入に係る費用を助成する「札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業」を実施することとなった。 <a href="http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/documents/saigai_youkou.pdf">http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/documents/saigai_youkou.pdf</a></p> <p><b>【参考 2】</b> No. 30 の記載と同様</p>	

No. (年度)	じれい もんだい こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
104 (H30)	じへいしゅう こども おや たどう しょう とくせい ひなんじょ ひな 自閉症の子供の親が、多動などの障がい特性から避難所に避 ん ざいたく す ぱ に つ く たいあう しよ 難できなくて在宅で過ごすしかなく、パニックなどの対応や食 くりょう みず かくほ こま ひがく 糧・水の確保が困った。【東区】	たどう しお とくせい いっぽんひなんじょ ひなん じゅう 多動など障がい特性のため、一般避難所に避難できない障が じしゃ ひなんじょ してい けんどう ひつよう い児者の避難所の指定について検討する必要がある。
105 (H30)	せいしん ちてき じゅう じしゃ さいがいはせせいじつ すうしうかん 精神や知的の障がい児者は、災害発生後数日から数週間後に しんしん へんちよう あらわ さいがいじ こころ けあせんもん そうだんまどぐち 心身に変調が現れたが、災害時の心のケア専門の相談窓口があ し ることを知らなかった。【東区】	さいがいじ こころ けあせんもん そうだんまどぐち まどぐち じゅうち てつてい 災害時に心のケア専門の相談を受ける窓口の周知を徹底する ひつよう 必要がある。  せいがつしえんがいど *生活支援ガイド しつもん きゅーあんどえー 1. よくある質問 (Q&A) <a href="http://www.city.sapporo.jp/kinkyu/seikatsushien/201809/index.html#QA">http://www.city.sapporo.jp/kinkyu/seikatsushien/201809/index.html#QA</a>
106 (H30)	じどうで いりよう おや じぎょうしょ あんびかくにん ぼうもん 児童デイを利用する親が、事業所からの安否確認で訪問を受 おやこ け、親子ともに安心できたという事例。 せいしん ちてき じゅう じしゃ しんさいはせせいじちくご ほうもんとう たいおう 精神や知的の障がい児者は、震災発生直後の訪問等の対応 しょくく おさ じれい で、ショックがかなり抑えられたという事例。 ひがく 【東区】	ふくしき一びすていきょうじぎょうしょ じく さいがいはせせいじあんびかくにん 福祉サービス提供事業者が軸になった災害発生時安否確認の しきみを検討する必要がある。  かい ) じぎょうしょれんごうちむ ちくわり あんびかくにん 例) 事業所連合チームが地区割りで安否確認する。 れい ) じゅうがいしやうじょう・じゅきゅうしやうこうこうしんじ 例) 障害者手帳・愛給者証更新時に、近所の事業所の場所・連 らくさき し なに たよ あんない 絡先をお知らせし、何かあれば頼るよう案内する。
107 (H30)	ほんにん こども しょう 本人や子供の障がいにより、避難所に避難できず住宅で過ご みずく しょりょうかくほ で ぎょうじかんなら し、水汲みや食糧確保に出かけても長時間並ぶことができず、 にゅうしや 入手できなくて困った。【東区】	じゅう じしゃほんにん かぞく ゆうせんてき みず しごりょ がそりん かく 障がい児者本人や家族が、優先的に水や食糧・ガソリンを確 ほ しき けんとう ひつよう 保できるような仕組みを検討する必要がある。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<b>【課題整理済】</b> No. 103の見解と同様	<p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「札幌市災害時の要配慮者二次避難所（福祉避難所）設置要綱」</li> <li>「要配慮者二次避難所（福祉避難所）設置・運営ガイドライン（概要版）」（令和元年9月作成）</li> </ul> <p><a href="https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosanijihinanjyo/documents/gaiyou-gaidorainn.pdf">https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosanijihinanjyo/documents/gaiyou-gaidorainn.pdf</a></p> <p><b>【参考2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>No. 30の記載と同様</li> </ul>	主：災害
<b>【課題整理済】</b> No. 103の見解と同様		主：災害
<b>【課題整理済】</b> No. 103の見解と同様		主：災害
<b>【課題整理済】</b> No. 103の見解と同様		主：災害

No. (年度)	じれい もんだいでいいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	<p>だれ なに こま 誰が何を困っているのか？</p> <p>〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇というかだい 課題がある 〇〇が必要</p>
90 (H28)	<p>さい だんせい ちてきしょがい、りょういくでちょびーぱー <b>54歳・男性・知的障害（療育手帳B-1）</b> かてい じょう かぞく どうきょ かいしょ ほんにん たんしんせいかつ きぼう 家庭の事情から家族との同居を解消。本人は単身生活を希望 ちいき あは 一と にやうよ し地域のアパートへ入居。 にちじゅう しろううけいぞくしんせいた しおうう しょうがいきそねんきん きゆうほきゅ 日本では就労継続支援A型にて就労。障害基礎年金2級受給 うなか 中。 これまでは、同居家族が金銭管理を行っていたが、今後支 えき しゃかいふくしきようかい じょうよせいかつじりつせんじょう りよ が得られないため社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利 用を検討中。</p> <p>せいかくじじきゅうかくしゅ りょうもうりゅう ほんにん ひかげいせいたい 生活保護受給者は利用無料であるが、本人のような非課税世帯 かた りょうりょう しかん えん の方は利用料が1時間1,200円かかる。</p> <p>すうわんまえ いかいこう かじゅうしん さい ゆうきやうせうか つか は きや 数年前に胃潰瘍で2回入院した際、有給休暇も使い果たし、給 うりょう えん けいせん ほんにん なか つよ の きんせんかん 料が0円になった経験が、本人の中に強く残っており「金銭管 り たの たお りょうりょう はら しんばい 理は頼みたいけど、また倒れたら利用料が払えるかな」と心配 りょうりょう たか は 一どる じょうきゅ しており、利用料が高いハードルとなっている状況。</p> <p>じゅううけいぞくしんせいた きゅううじきゅう じきゅうせいかつ ほんにん うどうじかん 就労継続支援A型での給料は時給制であり、本人の労働時間が だい わくと はんえい ぶん せいかつほじゅきゅう けいざいてき ダイレクトに反映される分、生活保護受給者よりも経済的に不 んてい かん こうだん 安定あると感じた。【相談】</p>	<p>かだい 【課題】 にちじゅうせいかつじりつせんじょう りょうりょうきん 日常生活自立支援事業の利用料金について</p> <p>かんがく かいはつきく 【考えられる解決策】 にちじゅうせいかつじりつせんじょう りょうりょうきん 日常生活自立支援事業の利用料金について、非課税世帯の無料 か化</p> <p>どうよう じれい 【同様の事例】 たとえ かく ほんにん じゅきゅう でも えんぐらい ・例えば過去には、本人が協会に出向けば300円位でやって くれたこともあり、一律でなく、もっと柔軟になれば。 にちじ げんそく ほうわん じゅうなん ・日自の原則は訪問になっている。</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自利用件数などのデータを共有したい～札幌市は利用者が少ない？</li> </ul> <p>→他都市に、セグメントを活用した仕組みできいか？</p> <p>社労士・行政書士等が金銭管理の仕組みを作っているところもあって、でも割にあわない。グループホームで金銭管理しているところもあるが、グループホームが職能団体に依頼して契約することができた方が良いのではないか。</p> <p>A福祉会で金銭管理のシステムを持っている。法人管理口座と、本人管理口座を作っている。財産管理契約を本人と結んでいて、H銀行との提携をしている。退所後も希望者には行っている。法人単体でなく、札幌市としてのシステムにする参考にできないか？</p> <p>1時間1200円の利用料がかかる。実施主体の社協が利用料を決められることになっているが、全国的に統一されている様子。したがって、個別に利用料設定は可能かもしれない。</p> <p>金銭管理について、日時と成年後見しか制度が無い。</p> <p>知的障がい、精神障がい、認知症の方が対象。單なる浪費癖は、対象にならず、契約能力がある人で、権利擁護審査会で利用決定。利用を認めてもらうことが難しい場合も有、本人が支援の必要性を自覚できていないと、使えない。金銭管理はオプション。</p> <p>成年後見利用支援事業についても活用を。</p>	<p>・平成30年度専門部会連絡会で課題整理。就労支援随新部会で継続審議することとなる。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市成年後見制度利用促進計画が、令和3年3月に策定された。 <a href="https://www.city.sapporo.jp/chiikifukushi/keikaku/kouken.html">https://www.city.sapporo.jp/chiikifukushi/keikaku/kouken.html</a></li> </ul>	<p>主：日自・ 後見</p>

No. (年度)	じれい 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇というかだい課題がある 〇〇が必要
69 (H26)	さっぽろしない きんこう うい にゅうしょしお み 札幌市内、近郊で受け入れてもらえる入所施設が見つけられない。  ※個別ケースのため詳細は記載しません。	にゅうしょ しそつ み 入所できる施設が見つけられない  にゅうしょしお こくかで かつよう りょうしゅ じゅんかんし す て む 入所施設を効果的に活用するための利用者の循環システムが必要では? 地域に出られる人は出し、地域では難しい人を一定期間施設で見ていくという流れが作れたら助かるが・・・。
86 (H28)	さい だんせい ばんとうそくとうようがたにんちしょう はつしょ さいじ びとうめい こくち 53歳：男性：前頭側頭葉型認知症（発症49歳時）病名の告知を受けている。就労継続支援B型利用。妻（大腸がんの既往）と長男（小学2年）の3人暮らし。  【本人の要望】働きたい（一般企業）。子供が小さく働くのを諦めるわけにはいかない。  【妻の要望】働くのは諦めてくれたらいいが…病気の進行が早く言葉が分からなくななり会話が困難になっている。適切なリハビリを受け少しでも病気の進行を遅らせたい。  【本人の状況】場所と時間にこだわりがあり自力通所出来ている。しかし、マナーの悪い人などに「死ね！」と言いトラブルの可能性がある。作業中の人の接触やストレスなどで床や机・自転車を殴る。徐々に障害されてきている。  【社会資源について】①短期入所などのレスパイトサービ ス：介護保険施設は同年代がない。障害福祉サービス受け入れ経験がない状況。②認知症の方へのリハビリ：医療保険では認知症のリハビリは無く、介護保険サービスでは同年代の方がいない事や、年齢に応じた仕事等への関わりや、リハビリの対応できる事業所が無い。③就労継続支援で認知症の方の受け入れ経験が少ない事と対応の困難さがある。④家族介護が困難になった時のサービスが無い。（介護保険サービスでは年齢の差が大きく日本人に違和感があるように思われる）④病状告知されてから4年間 病院以外の関係機関につながっていなかった。【相談】	かだい 【課題】 じやねんせいにんちしょう かた 若年性認知症の方への社会資源がない  かんがえ かいはつきく 【考えられる解決策】 じやねんせいにんちしょう かたがた せいかつ こんなん ひつよう きーひす ①～③若年性認知症の方々の生活の困難さや必要なサービスについての調査・研究・必要なサービスの整備 ④病名告知の段階など早期に支援が受けられるような仕組み作り。  どうよう けーす 【同様のケース】 さかう はつしょ しょうがいりょういき しげん 急に発症すると、障害領域の資源になじまない ・記憶の保持が難しいと、受入側のノウハウがない

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b></p> <p>触法ケースは、障がいだけの問題ではない。司法は、障害福祉に依頼してくる。入所施設だと、受入は定員がいっぱい。触法ケースについては、発達障がい者支援手法開発会議にお願いしてもよいのではないか。</p> <p>入所施設からグループホームに移行しても、高齢になって施設に戻ることがあるので、介護保険に繋がることも必要。地域での受け皿が無いから、入所施設が必要になる。入所施設からの地域移行について、今後の取組をどのようにするか。次年度はアセスメントから実施したい。</p> <p>身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム設置。</p>	<p>・身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームにて課題検討。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>・令和3年4月。障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を目指し、「地域生活支援拠点（以下、「拠点」という。）」の整備について、拠点に必要とされる機能を市内の既存事業所等が分担する形で担う「面的整備型」により、札幌市における拠点が整備された。</p>	<p>主：社会資源 掲載：地域移行</p>
<p><b>【課題整理済】</b></p> <p>働く場の不足、知識の不足もあり、受け入れ態勢ができていない。</p> <p>進行も早いので、どのタイミングでサービスかの判断も難しい。</p> <p>病院には同様の方が多くいるが、病院がサービス利用対象者であることを知らないかもしれない。</p> <p>就労支援推進部会に検討を依頼。</p>	<p>・就労支援推進部会で継続審議中。</p>	<p>主：社会資源</p>

No. (年度)	じれい もんだい ていいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○というかだい 課題がある ○○が必要
89 (H28)	おっとふたりせたい とじょせい しんたいしょうがい えんいがた み おば ち二 夫と二人世帯の60歳女性、身体障害（遠位型ミオパチー）1 種1級、支援区分6。  本人は、徐々に身体機能が衰えてきており、電動車いすを使 用し自分で生活している。本人は手が少し使えるのと、うまく 立たせてもらうことができれば、少しの間立位を保ち、手すり につかまって数歩移動することもできる。ただし、介助の仕方 が身体状況の特性上難しい。  夫が就労しているため、月～金は生活介護と重度訪問介護を 利用し、重度訪問介護では、自宅内でトイレへの移動や家事等 を支援してもらっている。土日は夫が休みだが、夫も夫自身の 用事があり、外出しなければいけないこともある。  この度、本人の利用するヘルパー事業所一社が、人員不足で対 応が難しいと断られた。そのため、夫が用事をこなせないこと や、本人がトイレを我慢するしかない状況がでててしまつ た。現時点ではなんとかやってきているが、重度訪問介護が利 用できる事業所が少なく、この先さらに介護が必要になった場 合にどうしたらよいか困っている。【相談】	【課題】 じゅうどほんかいご じぎょうしゃく すく 重度訪問介護の事業所が少ないことについて  【考えられる解決策】 じゅうどほんかいご りょう かたがた に 一 す こべつせ そ しえん ①重度訪問介護を利用する方々のニーズの個別性に沿って支援 ができるよう、重度訪問介護を請け負う事業所が増加すると 良いと思っている。そのためにには、請け負う事業所側にもメ リットがあるように報酬改定等も検討が必要と思われる。ま た、事業所によっては、ヘルパーがPA制度で稼働することを認 めていない事業所もあるため、障害福祉サービスとは違う形で 請け負えるような方法はないかと思う。また、ヘルパーの技術 向上の取り組みがあつてもよいのではないか。 ②このケース以外の重度訪問介護利用者で、支給量(時間)の半 分以下しか使用していない利用者もいる。PA制度を時間拡大 のためだけではなく、報酬増大(特に休日・夜間対策)のために 活用できる仕組みがほしい。  ※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課 題
25 (H25)	じゅうどしんたいしゃう かた しゅうしょく 重度身体障がいの方の就職についての事例。  就職先の目次は立っているが、職場内介助者の確保が難しく て具体的に就職が進まない状況。本人は制度外のヘルパーを利 用しても就職したい意向が強い。しかしながら、給料のほと んどがヘルパー費用に充てられることになるため、就職する意 味がなくなってしまう。職場内での主な介助は排泄介助。  雇用促進協会の職場内介助者の助成金の活用やボランティア も検討しているが、助成金は金額が不十分であったり、ボラン ティアも安定して長期で入れることは不安定である。(相談)	しょくばないかいじょ ひつこう ぱかい かいじょしゃ て だ ふじゅうぶん ・職場内介助が必要な場合の介助者の手立てが不十分。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
<p><b>【課題整理】</b></p> <p>ヘルバーステーション側が、時間を細切れに色々なところへ行くので難しい。 特定の方に関わることで、本人のことも分かるし、事業所もペイする。 指導する人が増えないので、色々な事業所に派遣してもらう仕組みが作れたら良い。 今まで付き合いのある事業所同士で調整していたが、できなくなってきて、相談に繋がってきている。相談員に力が無いとか、相談室の責任にされてしまうが、そうではない。 難病の場合、介護保険のケアマネも絡んでくるので、どちらがということもある。 難病でも、若年性認知症でも、ヘルパー技術もあるが、事業所の教育も必要。そういう違うところでも考えていかないとならない。 事業所として受けたくても、事業所の職員が受けられないということもある。学校とか、きちんと教育していただけることも考えていかないといけない。 研修として、研修ができる方はどういう方が? 市としては、報酬単価の話しかできないので、報酬と実践の組み合わせの説明の方が分かりやすいと思う。 研修も必要と思う。就労支援推進部会で管理者研修も考えていい。そういうところで伝えることも。 就労支援事業所の利用率を調べたら七割くらい。足りないのではなく、余っている。数が少ないから研修とか、助成をしていかないと。 障がい者プランに、必要な数を載せていかないと取り組みづらいのでは?ヘルパーがどれだけ足りないから、とどれだけ増やすのかの数字を載せないと。現状の数は出ているが、目標数値が出ていないので、協議会が目標数値を作れるように。 中長期的には、ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームから分かれて会議を持つことも必要か?</p>	<p>・ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームの検討課題として追加。検討中。</p> <p>・ヘルパープロジェクトとしても、管理者研修の必要性を強く感じている。専門部会連絡会と協働で検討し、研修についての議論を進める（令和元年6月24日運営会議）</p>	主：社会資源 副：制度（国域） ふく 副：支援技術・障がい特性
<p><b>【課題整理】</b></p> <p>助成金の申請は可能。書類の作成が面倒。 就労支援推進部会事業提案チームで今後も検討。</p>	・就労支援推進部会で継続審議中。	主：労働

No. (年度)	じれい もんだい ていいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	<p>だれ なに こま 誰が何を困っているのか？</p> <p>〇〇が〇〇</p> <p>〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある</p> <p>〇〇が必要</p>
77 (H27)	<p>電動車イスで夏場は一人で移動可能だが、冬場の移動について支援をする。しかし、通所や仕事に行くことを考えると移動支援は利用できない。</p> <p><b>【現状の対処】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まだ通所していないため直面していないが、移動手段がないため、「雪がある間はあきらめる」というのが今のところの結論。</li> <li>対応する事業所をさがしている。</li> </ul> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動と就労の2つの課題がある。</li> <li>ぬくもりサポート事業や身障協会のボランティア活用</li> <li>元気スキルアップセミナーや生活就労支援センターすべての活用。</li> <li>ぬくもりサポート事業の利用料金やボランティアの交通費負担が懸念される。就労先によっては交通費として支給されるかもしれないが、あまり期待はできないのでは。（清田区）</li> </ul>	<p><b>【課題】</b></p> <p>移動に制約のある方の就労支援。</p> <p><b>【取組提案】</b></p> <p>移動支援の通勤時の利用への拡大</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動支援だと移送で費用がかかる</li> <li>通勤に関しては福祉が担うべきかの疑問も</li> <li>福祉サービスが拡大すると、インフォーマルのサービスが無くなっている</li> <li>高齢障害者雇用促進機構の助成金も見直し必要では</li> <li>就労支援事業所でも介助や医療的ケアの必要なケースは受けられる職員数の限界やトイレの数等の限界がある</li> <li>介助については、される側とする側の関係性になってしま</li> </ul> <p>う</p> <p>・ 就労部会への情報提供</p>	<p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年度制度改正により、就労移行支援については、通勤のための訓練を実施と、基準省令に明記された。</li> </ul> <p><b>【就労支援推進部会】</b></p> <p>平成30年度までは部会での継続審議課題ではあるが、新たに移動に関するプロジェクトチームが設置された際には、プロジェクトに課題を移行し検討することを提案。</p> <p><b>【移動に関するプロジェクトチーム】</b></p> <p>平成30年4月よりプロジェクトチーム設置。障がい種別における移動に関する課題について調査・分析を行っている。</p>	<p>主：労働 副：移動</p>
	<p><b>【令和元年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「移動に関するプロジェクトチーム」で、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。</li> </ul> <p><b>【令和2年度】</b></p> <p>令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。</p> <p>・ No.41の記載と同様、第35回全体会（令和2年12月）をもって移動に関するプロジェクトチーム終了。</p>	

No. (年度)	じれい もんだいでいいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○というかだい 課題がある ○○が必要
110 (R2)	<p>せいしんほけんふくしどうようしんせいかう けーす 精神保健福祉手帳申請中のケース。</p> <p>ほんにん げんき えーがたじぎょうしょ さが けんがくご おうぼ 本人が元気さーちでA型事業所を探し、見学後に応募するが、 「HW(ハローワーク)からの紹介状が必要」と事業所側から言われ る。その後HWへ行くことになるが、『手帳取得→求人登録→紹介 状』という流れの説明を受ける。手帳の進捗状況を確認のため、区 役所に連絡すると、「HWからの紹介状がなくても就労継続A型の利 用は可能」という説明を受ける。しかし、A型事業所へ連絡を入れ、区 役所の説明を伝えたところ、「ハローワークの紹介状は必須」と言わ れ、結局面接を受けることはできなかった。</p> <p>ほんにん えーがたじぎょうしょ はーるーわーく しょうかいじょ もとめ 本人からは、「A型事業所がハローワークの紹介状を求めるこことを はじめ、機関(HW、区役所)の異なる説明について、混乱と同時に 疑問が残った」との意見があった。 【相談】</p>	<p>えーがたじぎょうしょ とくかいきん とくていきかうしょくしゃこうかいはつじょせいきん はーるーわーく しょうかいじょ もとめ そだんしえんぎょうかい 1、A型事業所が特開金(特定求職者雇用開発助成金)欲しさに はーるーわーくからの紹介状を求めることは相談支援業界では暗 黙の了解になっているが、①ハローワーク、②区役所、が制度 をどこまで理解できているのか疑問。「雇用」と「福祉サービ ス」という二つの観点から利用者に説明ができるれば、利用者が 混乱しないのではないか。</p> <p>えーがたじぎょうしょがわ めりこと はーるーわーく しょうかいじょ めんせつじゅうけん 2、A型事業所側のメリットとして、HWの紹介状を面接条件にす るのであれば、見学する前に事前に条件を提示するとスムーズ ではないか?また、事業所都合であれば、事業所側にその説明 責任はないのか?</p> <p>ほぞく じょうほうこうひょうせいで こうもく かくにん じょうき せつ ⇒※補足1:情報公表制度の項目を確認したが、上記2の説 明責任に当る項目は見当たらない。</p> <p>ほぞく とくかいきん ぜひ かだい わけ しよう ⇒※補足2:特開金の是非を課題としている訳ではなく、障 がい当事者にわかりやすく正しい情報が行き渡るためにどの ような工夫や取組みが必要かということを課題としている。</p> <p>れいわ わら がつ にちそだらしろくじかいていわいかい ざるく 【令和2年2月4日相談支援部会定例会でも議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に正しい情報が正しく伝わるようにしていくことが望 ましい。ハローワークや就労事業所に関わることなので、就労 支援推進部会でも課題を取り上げてもらえないか提案すること の合意を得る。</li> </ul>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済み】</b>  <b>【令和2年度 第4回運営会議(令和2年9月・書面会議)</b>  <b>・就労支援推進部会で検討することで決定。</b></p>	<p><u>【令和3年3月24日協議会運営会会議（リモート会議）】</u>  <b>就労支援部会からの回答</b>  <b>・ハローワーク求人票がでている事業所でも「ハローワークを通さなくて良い」というところがある現状について</b>  <b>⇒対応は事業所による。あくまで個々の各事業所の判断によるため、直接事業所に聞くのが一番良い。</b>  <b>・区役所の理解について</b>  <b>⇒区役所の方は行政が判断していただくことでしかない。</b>  <b>上記、就労支援推進部会からの回答を相談支援部会で共有することになる。</b></p>	<p>主：労働</p>

No. (年度)	じれい もんだい き 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
70 (H27)	さっぽろし しょうがいしゃにじょうせいかつようべ とくしまつと きじゅんがく 札幌市の障害者日常生活用具で、特殊マットの基準額は 19,600円となっている。 じょくそう とこ 褥瘡（床ずれ）がある方または予防に必要な方はエアマット など使うことが多いが、エアマットの価格は20万円以上する物 もあり、かなりの自己負担になってしまふ。褥瘡があり医者か らエアマットの使用を勧められ、特殊マットの申請を行ったと ころ、基準額が19,600円で基準額を超える物を貰うとしたら自 己負担になりますと言われた。褥瘡があり、また瘦せていて一 般のマットだと痛くて眠れないで、自動で時間を設定し枕の 切り替えをするエアマットを購入したところ、10万円以上の自 己負担になってしまった。経済的にも余裕がある訳ではないの でかなりの負担となつた。（東区）	とくしかまつと ひつきょう とく じょくそう かた とほう ひつきょう 特殊マットが必要で、特に褥瘡のある方または予防が必要な 方の自己負担を多額にしないよう、基準額を現状にあったもの に、きめ細かく設定するなど改めてほしい。 また、日常生活用具全般について、現状に合った基準額に見 直しをしてほしい。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】（カテゴリ変更による）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他のまちの状況は？ →恵庭、北広島、江別 共に1960円（札幌市と同額）</li> <li>・日常生活用具は、障害種別がバラバラだったり、構造が分かってないとならない →まず、まちプロに、日常生活用具の仕組みについて教えてほしい</li> <li>・日常生活用具について検討する場がある？～無い。ただ要求じゃなくて、アイディアを交換する場も必要では？～まちプロと係長の懇談は？ →担当の在宅福祉係との意見交換や提案の場の設定は可能 →相談支援部会が予定している意見交換と合わせて検討（事前に提案を含めた材料を各担当係に渡してから開催が良いかも）</li> <li>・まちプロは怖いものじゃないことを市に知ってもらうことを、課の肝の、給付管理係と在宅福祉係には知ってほしい。</li> </ul>	<p><b>【平成31年度3月20日運営会議】</b></p> <p>「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。</p>	<p>主：制度 (市域) 副：行政の 仕組</p>

No. (年度)	じれい もんだいでいいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○といふかだい 課題がある ○○が必要
78 (H27)	<p>じどう ほうかごとうで いき一 びす しきゅうにつすう 児童の放課後等デイサービス支給日数について</p> <p>【困りごと】</p> <p>生活全般に常に援助が必要な児童（1Q20未満）への支給基準を再考してもらいたい。札幌市の支給要件を明確にしてほしい。</p> <p>現状では、判定結果にかかわらず支給日数14日から始まりデイサービス等の意見書により23日の支給日数となっていると思われます。</p> <p>重度の発達障害を持つ児童への支給日数を必要な時期に必要な量を提供いただける基準を再考していただきたい。また、質の高い療育を受けさせていただきたい。</p> <p>・一律最大23日となっているが、最大30日となっている自治体もあり、必要な日数に応じて上限を設けず支給している自治体もある。札幌市も児にあつた適切な支給日数を決定できるよう考えてほしい。</p> <p>【現状の対処】</p> <p>児童デイサービス上限額管理事業所に依頼し、各事業所の契約日数を月毎に調整し、支給日数を最大限に利用できるようにしている。</p> <p>・移動支援を利用しての外出をさせていただいているが、家族へのレスパイドにしかなっておらず、今の本人に必要な支援は質の高い継続した療育と思われる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性が薄い利用者もいる。</li> <li>・長期休業中や学校との連携に課題がある</li> <li>・児にあつた適切な支給量を決定することは、判断が難しいもの重要なことである。</li> <li>・支援が必要な時期に集中した療育を行うことで、その後の人生が変わってくるため、23日より支給が必要な児もいると考えられる。</li> <li>・成人の場合、就労継続支援のサービスは27日が認められるケースもある。（清田区）</li> </ul>	<p>かだい 【課題】</p> <p>しょうがいじ できせつ しきゅうにつすう けつてい 障害児にあつた適切な支給日数の決定について</p> <p>とりくみていあん じゅうど しううがいじ せいかつじょうきょう けおん 重度の障害児や生活状況に懸念のある児に關して、27日への支給量を認める</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b></p> <p>見者関係なく、拡大だけじゃなく必要な量を。 14日から23日に増やすのは事業所の意見書で、利害関係のある所からの意見。 計画案より、事業所の意見書に重きが置かれていることについて、改善の必要有</p>	<p><b>【平成30年度専門部会連絡会における課題整理】</b></p> <p>札幌市とその都度話し合いを行っていく。個別対応で支給量を決定しているが、放課後等デイサービスの区分が導入され、様々制度が変ってきた面もある。</p>	<p>主：制度 (市域)</p>

No. (年度)	じれい もんだいでいいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇というかだい 課題がある 〇〇が必要
80 (H28)	69歳男性・脊椎損傷・身障1級。同居家族が発達障がいの息子と、身体疾患のある妻のみ。他の子供がかかるがわかる訪問して介護をしている。区分6で身体介護70時間、家事援助35時間の支給決定を受けている。月~土までの起床介助と週3回の入浴介助（2名体制）で受け入れ可能な事業所がなく、少しでも受けられるところを受けてもらいたい結果、5事業所を組み合わせて利用していた。ヘルパー事業所の人不足で撤退されるようなことがたびたびおこり、自分で調整していくことが難しくなった。二度とこのような思いはしたくない、死活問題である。不安なので、事業所でなく、複数事業所を利用してまわしていくことを希望。計画相談支援のことを知って、コーディネート役をしてもらいたいと思ったと相談を受ける。 【相談】	かだい 【課題】 かいごほけんたいしょしゃうわのようけん 介護保険対象者の上乗せ要件 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談支援について かんが かいはつさく 【考えられる解決策】 さいいじょうしようがいふくしさーびすりょうかたけいかくそうだんし 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談支援について、介護保険サービスの利用が優先になると知っておきながら相談が積極的に介入することで、介護保険サービスを利用しないことを容認してしまうことにならないか、懸念がある。一方、コーディネート役は必要と判断できるケースであり、同様なケース（ex・重度訪問介護利用者で65歳以上となる方など）についての計画相談支援利用について、取り扱いをどうするのか札幌市としての見解を教えてほしい
81 (H28)	6歳の女児。8歳の姉、3歳の弟（発達障がい）、1歳半（発達障がい疑い）の弟と4人兄妹。幼稚園、児童発達支援、ヘルパー、短期入所を利用して生活をしているが、母親一人で4人の子供を相手にするのは大変で、毎週末本児を短期入所に預けたいと思ったが、月7日以上の支給決定要件に該当しなかったケース。【相談】	かだい 【課題】 たんきゅうしょしきゅうけついときじん 短期入所の支給決定基準について かんが かいはつさく 【考えられる解決策】 げんこうきつほろしきじゅんげんそくにちつきしきゅうけつい 現行の札幌市の基準では、原則7日／月の支給決定。これ以上増やす際の要件として、ア. 介護者の長期不在、イ. 同居者からの虐待、ウ. 利用者の心身の状況が不安定、エ. 施設入所待機の4要件しかない。31日／月の支給決定を受けようとすると、場合はこれらの厳しい条件があつても良いと思うが、そこでまた必要なく、月1日、14日などの支給決定を受けたい場合には準備を整備した方が良いと思われる。 障発第0330014号「介護給付費等の支給決定について」では、現在はこれ以前に国から示されていた原則7日／月といふ縛りではなく、自治体で柔軟に状況を見極めて支給決定するよう示されている。 札幌市もいつまでも古い枠組みにとらわれず、柔軟な支給決定ができるような支給決定基準を作成してほしい。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営会議以外とも役割分担が必要。</li> <li>・札幌市の支給審査基準に関係する課題。</li> <li>・『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。</li> <li>・相談支援部会では、地域支援員が地域診断を行う予定なので、報告したい。</li> </ul> <p>⇒平成31年4月現在のところ、相談支援部会地域支援員会議にて、統一した地域診断が行われたという経過はない。</p>	<p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者施策によるホームヘルプサービス(居宅介護・重度訪問介護)の上の乗せについて(改正)【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。</li> </ul>	<p>主 : 制度 (市域)</p> <p>副 : 介護保 険への移行</p>
<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市の支給審査基準に関係する課題。(80の見解と同じ)</li> <li>・『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。(80の見解と同じ)</li> </ul>	<p>・支給審査基準に関する課題はたびたび提出されている。課題については、改めて障がい福祉課内で伝達・共有済み。</p>	<p>主 : 制度 (市域)</p>

No. (年度)	じれい もんだい ていいき 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
59 (H26)	いま きー びす たよ は 一 ど ゆん の せい び おこ 今まではサービスに頼らないでハード面の整備を行なってい じりつせんほー たが自立支援法になりマンパワーの充実に支援が傾きつつあ まんぱわー る。本人としてはマンパワーよりも補装具や日常生活用具の充 うじつ ほう る。うせんじゅんひい 実の方が優先順位が高い、現状としては重度訪問介護の時間数 うじつ ほう うじゆうせんじゅんひい は余裕があるが補装具・日常生活用具は上限以上の利用をして よゆう ほそく うじゆうせいかつようく いる。(相談27)	じゆうほどはうもんかいりょうしゃなど ほそく にあじうせいかつようく 重度訪問介護利用者等の補装具・日常生活用具について
65 (H26)	にっちゅうかつどう さ ー び す さいかつかいご じゅうこうけいそくしえんびーがた ふくすう 日中活動サービスを、生活介護や就労継続支援B型など複数 さ ー び す りょう はあい かくつきにっすうひく にち じっしつ にち かけ のサービスを利用する場合、各月日数一8日(実質23日/1カ 月)では、頻繁に契約日数を変更しなくてはならず、申請者・ ひんばん けいわくにっすう へんこう 保健福祉課双方の負担になっている。 にっちゅうかつどう さ ー び す にっすう にち つき わく なか ひんばん ふ 日中活動サービスの日数を23日/月の枠の中で頻繁に振り分け ひつわけ がいじゅつけ へんと る必要があり、外出イベントなどに参加するため、急きょ予定 んこう はあい つき ど へんこう なお 変更する場合もあり、月に2度3度変更し直さなければならない とき ひがしく 時もある。(東区)	にっちゅうかつどう さ ー び す ふくすう さ ー び す りょう ばあ 日中活動サービスについて、複数のサービスを利用する場 い しゅうりょうせい かか じむ かんそか けんとう 合、支給量調整に係る事務の簡素化を検討する。 りょうけいがく ていりつ サービス利用計画が提出されていれば、その都度の支給量調 うせい よう うせい うせい 整を要しないようにできないか。
109 (R1)	ちゅうとうじょう かた こうれい かた じょうほうでんたつ つーる 中途障がいの方、高齢の方の情報伝達のツールがない。【南区】	さ ほー と ふ あ い る つか サポートファイルさっぽろを使うことはできないか。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】（カテゴリ変更による）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度確認の結果、用具の制度改正で対応が必要になる。PA制度は現金給付目的ではないので、対象にならない。</li> </ul>	<p><b>【平成31年3月20日運営会議】</b>          「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。</p>	主：制度 (国域)
<p><b>【課題整理済】</b>          国の協議会的なものに提案をしたい。</p>	<p><b>【平成31年3月20日運営会議】</b>          「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。</p>	主：制度 (国域)
<p><b>【課題整理済】</b>          (2019年7月16日運営会議)  <ul style="list-style-type: none"> <li>就労事業所で利用者を受入れる場合、障がいに関する情報以外のもの（財産、権利擁護）についてはわからないことが多い。利用者に説明し親亡き後のファイルについて記載をするよう工夫している事業所もある。</li> <li>全体的に統一した書式にするのは難しいが、相談支援事業所やサービス提供事業所等ができるところから行われてきている。</li> <li>南区地域部会でも引き続き、できることはいか検討を続けていく。</li> <li>各事業所や他地域の取組みの情報共有から何かわかるかもしれない、地域部会連絡会でも情報交換をしてみる。</li> </ul> </p>	<p><b>●令和元年7月16日地域部会連絡会</b>          課題について共有し、各区で取組みがある場合は、都度情報共有をしていくことで合意。</p>	